

第26期

定時株主総会招集ご通知

日 時 2022年3月23日（水曜日）
午後2時

場 所 東京都千代田区紀尾井町1番3号
東京ガーデンテラス紀尾井町
紀尾井タワー17階

（会場が昨年と異なりますのでご注意願います。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

- 決議事項**
- 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績条件付譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

目 次	招集ご通知	1
	議決権行使についてのご案内	4
	株主総会参考書類	6
	事業報告	29
	連結計算書類	48
	計算書類	50
	監査報告	52
	期末配当金のお支払いについて	58



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

証券コード 2491

2022年3月4日

株主各位

東京都千代田区紀尾井町1番3号
バリューコマース株式会社
代表取締役社長 香川 仁

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページから5ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において議案に対する賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、2022年3月22日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場におきましては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染予防及び拡散防止のため、当社スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合があります。

株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2022年3月23日（水曜日）午後2時
2. 場所 東京都千代田区紀尾井町1番3号
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー17階
(会場が昨年と異なりますのでご注意願います。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。))
3. 目的事項
- 報告事項**
1. 第26期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績条件付譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議ご通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.valuecommerce.co.jp>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時・場所

**2022年3月23日（水曜日）
午後2時**

末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2022年3月22日（火曜日）
午後6時到着分まで**



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

**2022年3月22日（火曜日）
午後6時入力完了分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX 股

××××年××月××日

議案	賛	否	原案に対する賛否
第1号	賛	否	
第2号	賛	否	原し 承認<
第3号	賛	否	原し 承認<
第4号	賛	否	
第5号	賛	否	

基本日現在のご所有株式数 _____ XX 株
議決権の数 _____ XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID _____
パスワード _____
見本: _____

〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第4号議案、第5号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認の場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部候補者を否認する場合
→ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号
をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

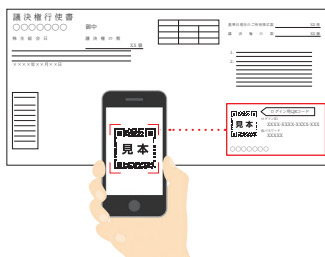
(注) 議決権行使書用紙において、議案に対する賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

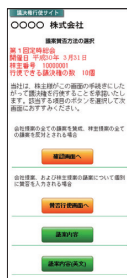
議決権行使書紙に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



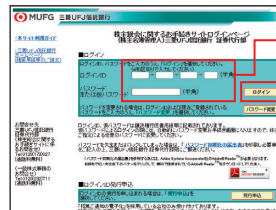
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

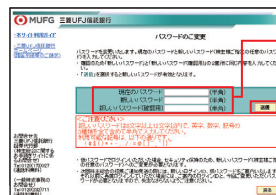
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 「新しいパスワード」を登録してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

- (注) 1. 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
2. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から本議案につきましては、特段の指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者一覧

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当
1	かがわ じん 香川 仁	再任	代表取締役社長 最高経営責任者
2	えんどう まさと 遠藤 雅知	再任	取締役 最高財務責任者
3	はせがわ たく 長谷川 拓	再任	取締役 最高執行責任者 グループ会社統括
4	たなべ こういちろう 田邊 浩一郎	再任	取締役 マーケティングソリューションズ統括
5	かすや よしまさ 粕谷 吉正	再任	取締役 ECソリューションズ統括 ECソリューションズ本部長
6	はたなか はじめ 畑中 基	再任	取締役

候補者番号

1

かがわ じん
香川 仁

(53歳)

再任

生年月日 (1968年9月24日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1991年4月	アイダエンジニアリング株式会社入社	2012年7月	同社マーケティングソリューションカンパニー 事業推進本部
1992年5月	株式会社日刊工業新聞社入社		リサーチアナリシス部長
2003年10月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会 社）入社	2012年10月	株式会社クロコス 取締役
2009年10月	同社メディア事業統括本部 広告本部商品企画部長	2013年3月	当社取締役 副社長執行役員
2010年5月	同社メディア事業統括本部 広告本部商品企画部長 兼 広告本部広告サポート 部長	2014年1月	当社代表取締役社長 最高経営責任者
		2019年1月	当社代表取締役社長 最高経営責任者 コーポ レート本部長
		2019年4月	当社代表取締役社長 最高経営責任者（現任）

所有する当社株式の数

21,400株

選任理由

香川仁氏は、インターネット業界における広告商品の企画・開発等における豊富な経験と知見を有しており、激しく変化するインターネット業界のなかで当社が成長を続けるために必要な強いリーダーシップと決断力を備え、代表取締役社長 最高経営責任者としての役割を適切に果たしております。以上のことから、同氏を引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

えんどう

遠藤

まさとも

雅知

(51歳)

再任

生年月日

(1970年4月24日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1993年4月	株式会社熊谷組入社	2013年10月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社） CFO室M&A戦略部長
2005年5月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）入社	2014年1月	当社取締役 コーポレート本部長
2010年7月	同社経営戦略本部グループ企画部長	2014年3月	当社取締役 最高財務責任者 コーポレート本部長
2011年4月	同社経営戦略本部経営企画部長	2019年1月	当社取締役 最高財務責任者（現任）
2013年3月	当社取締役		

所有する当社株式の数

10,700株

選任理由

遠藤雅知氏は、財務、経営企画及びM&A等業務における豊富な経験と知見を有しており、当社が事業を拡大していくうえで必要となる事業基盤の強化を推進し、取締役 最高財務責任者としての役割を適切に果たしております。以上のことから、同氏を引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

は せ が わ た く
長谷川 拓 (53歳)

再任

生年月日 (1968年11月24日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1991年 4月	株式会社ブリヂストン入社	2015年 4月	同社ショッピングカンパニー事業開発本部長
1996年 1月	株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社	2015年10月	当社へ出向当社社長室長
1999年 3月	同社商品本部マーチャンダイザー	2016年 1月	当社執行役員 最高戦略責任者 社長室長
2003年 8月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）入社	2018年 3月	当社取締役 最高戦略責任者 社長室長
2013年 4月	同社ショッピングカンパニー事業推進本部ビジネス開発部長	2019年 1月	当社取締役 最高執行責任者（現任）
2014年 7月	同社ショッピングカンパニー事業推進本部長	2019年10月	ヤフー株式会社から当社へ出向（現在に至る。）

所有する当社株式の数

600株

選任理由

長谷川拓氏は、インターネット業界やeコマース業界における豊富な経験と知見を有しており、中長期的な経営戦略を構想するため、事業の選択と集中及び複数事業間における資源配分の決定においてリーダーシップを発揮し、取締役 最高執行責任者としての役割を適切に果たしております。以上のことから、同氏を引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たなべ
田邊こういちろう
浩一郎 (48歳)

再任

生年月日 (1973年9月21日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1996年4月	朝日生命保険相互会社入社	2017年4月	同社執行役員 メディアグループ マーケティングソリューションズカンパニー長
2000年2月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）入社	2017年6月	株式会社GYAO 取締役
2009年6月	株式会社サイネックス 取締役	2018年4月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）執行役員 メディアカンパニー マーケティングソリューションズ統括本部長
2010年1月	JWord株式会社（現GMOインサイト株式会社）社外取締役	2019年3月	当社取締役（現任）
2014年3月	当社社外取締役		ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）から当社へ出向
2016年4月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）執行役員 メディア・マーケティングソリューションズグループ マーケティングソリューションズカンパニー長	2019年10月	ヤフー株式会社から当社へ出向（現在に至る。）

所有する当社株式の数

一株

選任理由

田邊浩一郎氏は、広告事業全般における豊富な経験と幅広い見識をもち、当社が事業を拡大していくうえで必要となる施策の展開に貢献し、取締役としての役割を適切に果たしております。以上のことから、同氏を引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

かすや よしまさ

粕谷 吉正

(50歳)

再任

生年月日 (1971年12月13日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1995年 4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン入社	2016年 6月	株式会社コマースニジュウイチ 取締役
2007年 4月	楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社	2016年10月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社） ショッピングカンパニー事業開発本部事業開発部 部長 兼 ショッピング事業開発サービスサービスマネージャー
2012年 9月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）入社	2017年12月	株式会社コマースニジュウイチ 代表取締役社長
2012年10月	同社事業戦略統括本部総合事業企画室全社事業推進室 室長 兼 YJキャピタル株式会社 パートナー	2020年 1月	株式会社B-SLASH 代表取締役社長
2014年12月	株式会社まちこえ（現パレットクラウド株式会社）社外取締役	2020年 3月	当社取締役
2015年 5月	株式会社ホワイトプラス 社外取締役	2022年 1月	当社取締役 ECソリューションズ本部長（現任）

所有する当社株式の数

－株

選任理由

粕谷吉正氏は、インターネット業界やeコマース業界における豊富な経験と知見を有しており、同氏の実務経験から培われた高い見識をもとに、当社におけるeコマースに関する事業の再編、戦略の立案においてリーダーシップを発揮し、当社の成長に貢献し、取締役としての役割を適切に果たしております。以上のことから、同氏を引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

はたなか はじめ
畑中 基

(51歳)

再任

生年月日 (1970年9月1日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1995年4月	株式会社リムジンインタナショナル入社	2018年5月	同社コマースカンパニー 事業推進室 モバイル ペイメント営業推進室長
2003年7月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式 会社）入社	2018年6月	同社事業推進室 モバイルペイメント営業推進 室長
2009年7月	同社コンシューマ事業統括本部 EC企画本部 マーチャント企画部長		PayPay株式会社 取締役
2012年7月	同社コンシューマ事業カンパニー コマース企 画制作本部長	2018年10月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式 会社） 決済統括本部 営業推進本部長
2013年4月	同社コンシューマ事業カンパニー ショッピン グ事業本部長	2019年10月	Zホールディングス株式会社 執行役員 ヤフー株式会社 執行役員 ショッピング統括 本部長（現任）
2013年7月	同社ショッピングカンパニー ショッピング事 業本部長	2020年3月	当社取締役（現任）
2013年10月	同社ショッピングカンパニー 営業本部長		
2018年4月	同社コマースカンパニー ショッピング統括本 部 営業本部長 兼 予約統括本部 営業本部長		

所有する当社株式の数

一株

選任理由

畑中基氏は、インターネット業界やeコマース業界における豊富な経験と知見を有しており、同氏の実務経験から培われた高い見識をもとに、当社が事業を拡大していくうえで有用な助言・提言を行い、取締役としての役割を適切に果たしております。以上のことから、同氏を引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 香川仁氏、遠藤雅知氏、長谷川拓氏、田邊浩一郎氏、粕谷吉正氏及び畑中基氏の当社の親会社であるZホールディングス株式会社及び当社と同一の親会社をもつヤフー株式会社での、本総会の日から過去10年間または現在の地位及び担当は、上記略歴欄に記載のとおりであります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、畑中基氏との間で、法令に定める額を限度額として賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその他付随費用を当該保険契約により填補することとしております。当社取締役は当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者が犯罪行為等の違法行為を行った場合に生じる法律上の賠償責任等については填補の対象外となっております。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合、各氏は引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役、高橋敏夫氏、中村隆夫氏、鈴木誠氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	たかはし としを 高橋 敏夫 再任 社外 独立	取締役（監査等委員・常勤）
2	なかむら たかお 中村 隆夫 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）
3	すずき まこと 鈴木 誠 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）

候補者番号

1

たかはし
高橋

とをしを
敏夫

(63歳)

再任

社外

独立

生年月日 (1958年6月29日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1981年4月	株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2004年10月	株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）監査企画室次長
1991年4月	同行資金為替部（ロンドン）調査役	2006年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）監査部（企画グループ）上席調査役
1996年6月	同行資金証券為替部（ニューヨーク）調査役	2008年6月	SAPジャパン株式会社入社
1999年1月	同行リスク統括部（ロンドン）主任調査役 兼 投資銀行企画部主任調査役 兼 ロンドン支店次長	2011年6月	同社常勤監査役
2002年10月	株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ）内部監査部次長	2016年5月	株式会社ローソン 社外監査役（常勤）
		2020年3月	当社社外取締役（監査等委員）
		2020年5月	当社社外取締役（監査等委員）（常勤）（現任）

所有する当社株式の数

－株

選任理由及び期待される役割の概要

高橋敏夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が都市銀行において資金為替、リスク管理及び内部監査業務の経験を有するほか、社会保険労務士、公認内部監査人（CIA）及び米国公認会計士（デラウェア州）のCertificateを取得する等専門資格に基づく、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、外資系大手IT企業の日本法人であるSAPジャパン株式会社の常勤監査役及び株式会社ローソンの社外監査役を歴任され、他の会社の監査役としての専門的な知識並びに高い見識をもとに、公正な立場から当社の業務執行の監査・監督を実施していただいていることから、引き続き当該見識等をもとに、公正な立場から当社の業務執行の監査・監督を実施していただけるものと期待したためであります。さらに、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。以上のことから、同氏を引き続き社外取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** なかむら たかお
中村 隆夫 (56歳) **再任** **社外** **独立**
 生年月日 (1965年8月25日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1989年4月	日本銀行入行	2016年3月	当社社外取締役(監査等委員) (現任)
1996年2月	株式会社デジタルガレージ 取締役	2018年3月	株式会社カヤック 社外取締役(監査等委員)
1999年6月	株式会社インフォシーク 代表取締役	(現任)	
2008年12月	弁護士登録	2019年3月	メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外取締役(現任)
2009年1月	鳥飼総合法律事務所入所	2019年5月	株式会社松屋 社外監査役(現任)
2016年1月	和田倉門法律事務所 パートナー(現任)		

所有する当社株式の数

－株

選任理由及び期待される役割の概要

中村隆夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての法律に関する豊富な知見並びに企業経営の経験を有しており、同氏の専門家等としての高い見識をもとに、公正な立場から当社の業務執行の監査・監督を実施していただいていることから、引き続き当該見識等をもとに、公正な立場から当社の業務執行の監査・監督を実施していただくと期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。以上のことから、同氏を引き続き社外取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

すずき まこと
鈴木 誠

(55歳)

再任

社外

独立

生年月日 (1966年4月21日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1991年10月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2007年1月	株式会社マックスアプレイザル 代表取締役（現任）
2004年3月	鈴木誠公認会計士・税理士事務所開設 所長（現任）	2007年9月	日本公認会計士協会 租税政策検討部会専門委員（現任）
2004年6月	当社社外監査役	2015年6月	株式会社ユニバーサルエンターテインメント 社外監査役（現任）
2005年4月	株式会社マックスアカウンティング 代表取締役（現任）	2017年3月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2005年9月	ハバジット日本株式会社 社外監査役（現任）	2019年6月	株式会社スパンクリートコーポレーション 社外監査役（現任）

所有する当社株式の数

一株

選任理由及び期待される役割の概要

鈴木誠氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士・税理士として財務、税務及び会計に関する豊富な知見並びに企業経営の経験を有しており、同氏の専門家等としての高い見識をもとに、公正な立場から当社の業務執行の監査・監督を実施していただいていることから、引き続き、同氏の専門家としての高い見識等をもとに公正な立場から当社の業務執行の監査・監督を実施していただけると期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。以上のことから、同氏を引き続き社外取締役として、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 高橋敏夫氏、中村隆夫氏及び鈴木誠氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、高橋敏夫氏、中村隆夫氏及び鈴木誠氏との間で、法令に定める額を限度額として賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその他付随費用を当該保険契約により填補することとしております。当社取締役は当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者が犯罪行為等の違法行為を行った場合に生じる法律上の賠償責任等については填補の対象外となっております。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合、各氏は引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、高橋敏夫氏、中村隆夫氏及び鈴木誠氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、中村隆夫氏は、和田倉門法律事務所に所属する弁護士であり、当社は同事務所との間に法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がございますが、法律顧問としての役務は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。取引金額は年間10百万円に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
5. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
6. 高橋敏夫氏は2020年3月に当社社外取締役に就任し、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。中村隆夫氏は2016年3月に当社社外取締役に就任し、その就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。鈴木誠氏は、2017年3月に当社社外取締役に就任し、その就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

(ご参考) 取締役会スキルマトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

以下のマトリックスは、当社の取締役が有するスキル・専門性・経験のうち、主なもの最大3つを表しています。当社の取締役は幅広い経歴と経験を有しており、各取締役は以下に示す以外にも多くの能力を有しています。

年齢は、招集通知発送時点です。在任年数は、本株主総会終結時点での年数です。

氏名 (年齢)	取締役			
	香川 仁 (53歳)	遠藤 雅知 (51歳)	長谷川 拓 (53歳)	田邊 浩一郎 (48歳)
在任年数	9年	9年	4年	3年
性別	男性	男性	男性	男性
経営	●			
企画・事業開発			●	●
ビジネス／マーケティング			●	●
財務／会計／M&A		●		
IT・情報セキュリティ	●			
法務・コンプラ／監査／ガバナンス		●		
人事	●	●		

		独立社外取締役 監査等委員			
粕谷 吉正 (50歳)	畑中 基 (51歳)	高橋 敏夫 (63歳)	中村 隆夫 (56歳)	鈴木 誠 (55歳)	池田 明霞 (63歳)
2年	2年	2年	6年	5年	1年
男性	男性	男性	男性	男性	女性
●			●	●	
●	●				
●	●				
		●		●	●
		●			
		●	●	●	●

スキル・専門性・経験の説明

経営	企業での経営者（代表権のある取締役）としての経験
企画・事業開発	経営企画部門長、事業開発部門長、担当役員の経験
ビジネス／マーケティング	事業部門での本部長クラスの経験 営業部門長、担当役員の経験
財務／会計／M&A	CFO及び財務関連の部門長、担当役員の経験 経理部門長、担当役員の経験／会計事務所等での業務経験／公認会計士・税理士等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者 M&A及び投資管理の部門長、担当役員の経験／投資銀行等での業務経験
IT・情報セキュリティ	CIO、CTO、CDO及びシステム部門長、担当役員の経験／情報システム企業での業務経験
法務・コンプラ／監査／ガバナンス	法務、コンプライアンス関連部門長、担当役員の経験／弁護士事務所の勤務経験／弁護士 内部監査部門長、担当役員の経験／関係会社の監査役経験／公認内部監査人 総務部門長、担当役員の経験／他社での社外役員経験（グループ会社を除く）
人事	CHRO及び人事部門長、担当役員の経験

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績条件付譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年3月24日開催の第20期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

当事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針につきましては事業報告44ページ「取締役の報酬等」に記載のとおりですが、当社は、社外取締役を主要な構成員とする報酬委員会の意見を踏まえ、2022年2月18日開催の取締役会において同方針の内容を改定し、当社グループの持続的成長に向けたインセンティブとして取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬、具体的には譲渡制限付株式及び業績条件付譲渡制限付株式を導入することを決議しております。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該改定後の方針に沿ったものであります。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2021年12月31日時点）に占める割合は約0.24%とその希薄化率は軽微であります。これらより、本議案の内容は相当なものであると取締役会は判断しております。

譲渡制限付株式報酬制度は、勤務条件の付された「勤務条件型譲渡制限付株式」報酬制度（以下「本制度Ⅰ」という。）及び業績条件の付された「業績条件型譲渡制限付株式」報酬制度（以下「本制度Ⅱ」という。）により構成することといたします。

本制度Ⅰは、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入いたします。また、本制度Ⅱは、上記の目的に加えて、業績目標と報酬との連動性を明確にすると共に、業績に対するコミットメントをもたせることを目的として導入いたします。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。

本制度Ⅰに関し、対象取締役に対して勤務条件型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額20百万円以内とし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間16,300株以内といたします。また、本制度Ⅱに関し、対象取締役に對して業績条件型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額と

して、当社取締役会において決定する連続した3事業年度（初回は2022年12月期事業年度から2024年12月期事業年度までの3事業年度とする予定であります。以下、「3事業年度」の記載について同じ。）に関し80百万円以内とし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は当社取締役会において決定する連続した3事業年度に関し64,900株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、各対象取締役への具体的な配分については、報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することとし、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、本制度Ⅰに係るものを「本割当契約Ⅰ」といい、本制度Ⅱに係るものを「本割当契約Ⅱ」という。）を締結するものといたします。

なお、現在の対象取締役は6名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は6名となります。

本割当契約Ⅰの概要

- (1) 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、本割当株式Ⅰの交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式Ⅰの交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間Ⅰ」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間Ⅰ中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間Ⅰが満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅰの違反その他本割当株式Ⅰを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (6) 当社は、対象取締役の在任中の不正行為に関して、重大な会計不正その他取締役会が定める事象が発生したと取締役会が判断した場合、本割当株式Ⅰの全部又は一部について、譲渡制限期間Ⅰ中に無償取得を行い又は譲渡制限解除後の返還（若しくは当該本割当株式Ⅰに相当する金銭の返還）を行わせる。
- (7) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (8) 上記(7)に規定する場合においては、当社は、上記(7)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (9) 本割当契約Ⅰにおける意思表示及び通知の方法、本割当契約Ⅰの改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約Ⅰの内容とする。

本割当契約Ⅱの概要

- (1) 対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について、本割当株式Ⅱの交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式Ⅱの交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、譲渡制限が課される。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間Ⅱ」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が定める場合を除き、当社は、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が役務提供期間Ⅱの間、継続して上記(1)に定める地位にあったこと、及び、当社取締役会において決定する連続した3事業年度に関して、当社取締役会が、当社グループのEBITDAについて定める業績目標を達成したことを条件として、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点で対象取締役が保有する本割当株式Ⅱの全部又は一部の譲渡制限を解除する。
- (4) 当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点又は別途当社の取締役会が定める時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅱの違反その他本割当株式Ⅱを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (6) 当社は、対象取締役の在任中の不正行為に関して、重大な会計不正その他取締役会が定める事象が発生したと取締役会が判断した場合、本割当株式Ⅱの全部又は一部について、譲渡制限期間Ⅱ中に無償取得を行い又は譲渡制限解除後の返還（若しくは当該本割当株式Ⅱに相当する金銭の返還）を行わせる。
- (7) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式Ⅱについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (8) 上記(7)に規定する場合においては、当社は、上記(7)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (9) 本割当契約Ⅱにおける意思表示及び通知の方法、本割当契約Ⅱの改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約Ⅱの内容とする。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員及び従業員に対し、本割当株式Ⅰと同様の勤務条件型譲渡制限付株式を付与する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年3月24日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、健全な経営を維持し当社の持続的な成長を支えるために監査等委員である取締役の職務の重要性がより高まっていること、経営環境の変化に対応する適正な監督体制構築のために豊富な経験と知見を有する人材の獲得・保持が必要なことから、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と改めさせていただきたく存じます。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責を踏まえて合理的な範囲で報酬枠を増額するものであり、その内容は相当であると取締役会として判断しております。

なお、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

以上

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う度重なる活動制限による厳しい状況が、ワクチン追加接種が促進されてきたことに伴い、徐々に緩和され、景気持ち直しの動きがみられるようになりました。しかし、足元では国内でも変異株の感染者数が急速に増加しており、いまなお先行き不透明な状況が続いております。

こうした環境の下、当社グループは、顧客であるコマース事業者のパフォーマンス（流通総額）を最大化するため、効果的なマーケティングソリューションを提供することに注力した結果、連結経営成績は次のとおりとなりました。

当連結会計年度の売上高は、成果報酬型広告「アフィリエイト」について、就職分野及び旅行等の外出を伴う分野が引き続き低調であるものの、それを上回るEC分野の伸長及び金融分野の回復により、前期比で増収となりました。また、オンラインモールのストア向けサービスについて、EC需要の増加のほか、事業者のECへの注力意識の高まりによる利用事業者（ストア）数の増加、オンラインモールが実施した大型キャンペーンへの対応の奏功により、前期比で増収となりました。その結果、33,560百万円（前期比15.0%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、（i）5月に実施した本社移転に伴う一時的な費用を計上した一方で、家賃等の事務所関連費用が減少したこと、加えて、（ii）第1四半期連結会計期間において、宿泊施設を顧客とするダイナテック株式会社に係る資産を減損したことに伴い、のれん償却費及び減価償却費が減少しました。その結果、4,973百万円（前期比7.3%減）となりました。

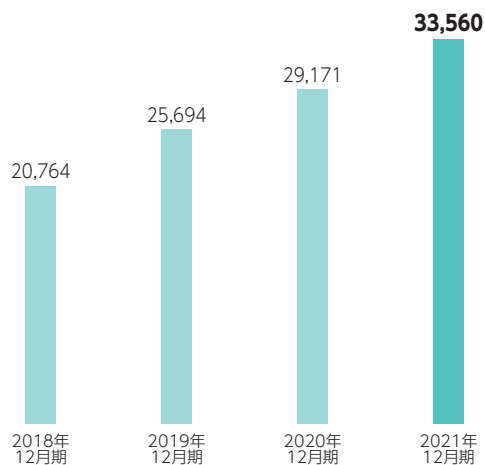
営業利益は、売上高の推移等により、7,905百万円（前期比27.1%増）となりました。

経常利益は、営業外収益に投資事業組合運用益30百万円を計上したこと等により、7,947百万円（前期比26.7%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、3,260百万円（前期比23.6%減）となりました。これは、第1四半期連結会計期間において、宿泊施設を顧客とするダイナテック株式会社について、新型コロナウイルス感染症流行の長期化により、同社のWeb事業（宿泊予約システム）の将来の収益見込みを見直したことに伴い減損損失2,406百万円を特別損失に計上したこと及び法人税等2,189百万円を計上したこと等によるものであります。

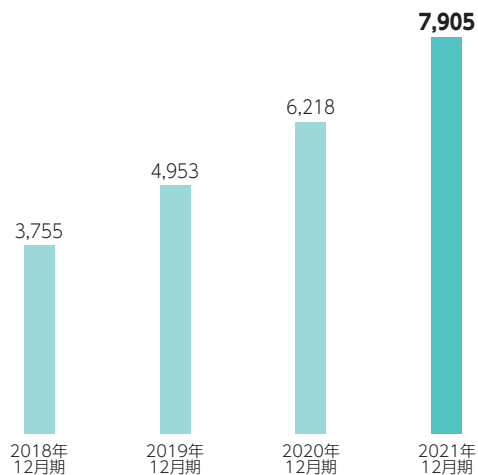
売上高

(百万円)



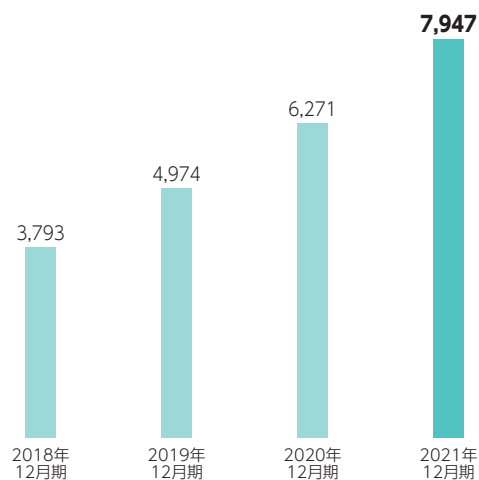
営業利益

(百万円)



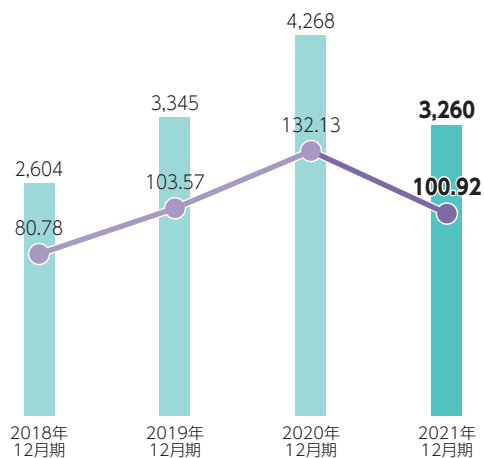
経常利益

(百万円)



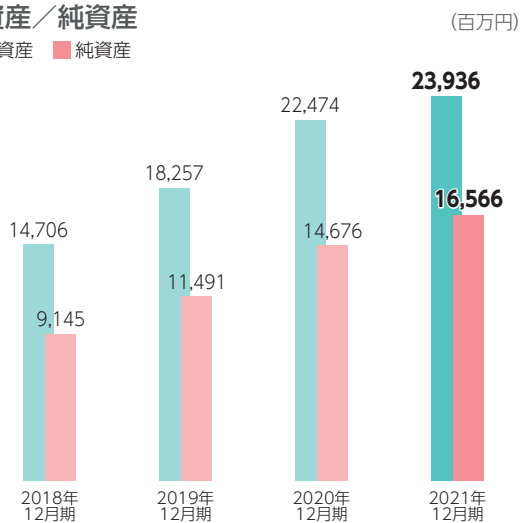
親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) ● 1株当たり当期純利益 (円)



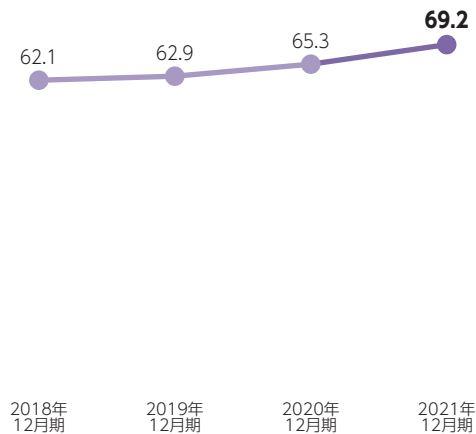
総資産／純資産

■ 総資産 ■ 純資産



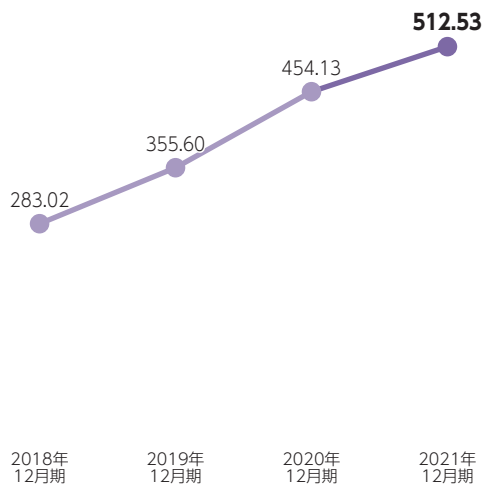
自己資本比率

(%)



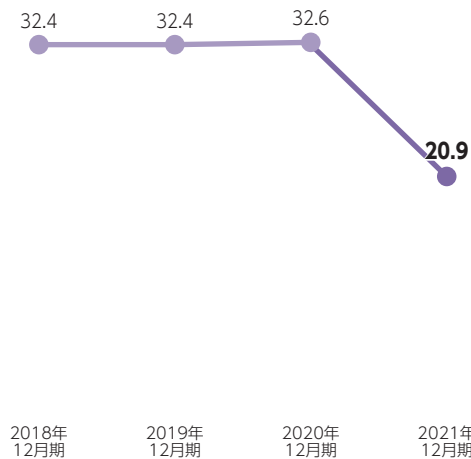
1株当たり純資産

(円)



ROE

(%)



セグメントの業績は次のとおりであります。

マーケティングソリューションズ事業

主要な事業内容

マーケティングソリューションズ事業は、コマース事業者のECサイトへの「集客」を軸とするソリューションを提供する事業です。主要なサービスは、成果報酬型広告「アフィリエイト」です。

当連結会計年度におきましては、「アフィリエイト」について、就職分野及び旅行等の外出を伴う分野が引き続き低調であるものの、それを上回るEC分野の伸長及び金融分野の回復により、前期比で増収となりました。

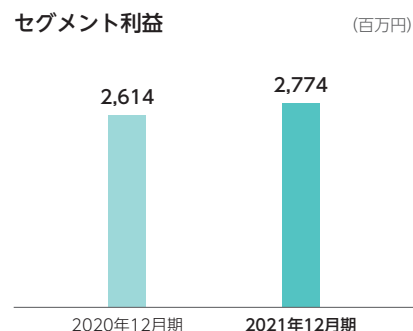
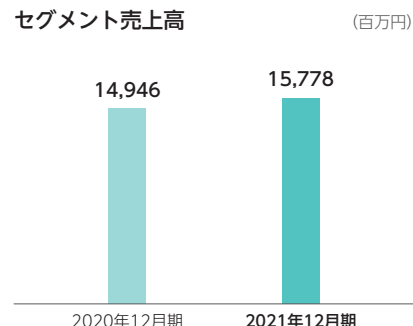
プロダクト企画・開発の主な取り組みとして、2021年7月、新しい計測システム「バウンスレス計測機能」の提供を開始しました。これにより、広告をクリックした際に当社サーバーを経由せず、直接広告主のサイトに遷移し、コンバージョン等の計測を可能にしました。

また、アド Fraud 対策への主な取り組みとして、2021年8月、安全・安心な広告配信を評価する2つの認証「KTAA（景表法特商法遵守広告代理店認証）」及び「YMAA（薬機法医療法遵守広告代理店認証）」を取得しました。さらに、アフィリエイトネットワークの品質を強化するため、2021年12月、Momentum株式会社と連携した薬機法フィルタの仕組みを導入しました。

この結果、セグメント売上高は15,778百万円（前期比5.6%増）、セグメント利益は2,774百万円（前期比6.1%増）となりました。

景表法：「景品表示法」の略

薬機法：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の略



ECソリューションズ事業

主要な事業内容

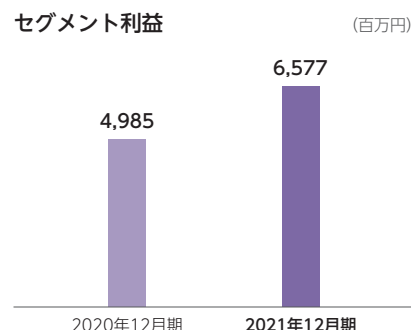
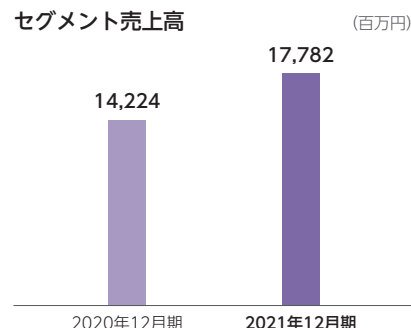
ECソリューションズ事業は、コマース事業者のECサイト上での「販売促進」を軸とするソリューションを提供する事業です。主要なサービスは、オンラインモールのストア向けCRMツール「STORE's R ∞ （ストアーズ・アールエイト）」及びクリック課金型広告「ストアマッチ」です。そのほか、ECサイト運営支援「B-Space」及び連結子会社であるダイナテック株式会社（宿泊施設向けに情報システムを開発・提供）を含みます。

当連結会計年度におきましては、オンラインモールのストア向けサービスについては、EC需要の増加のほか、事業者のECへの注力意識の高まりによる利用事業者（ストア）数の増加、オンラインモールが実施した大型キャンペーンへの対応の奏功により、前期比で増収となりました。

また、第1四半期連結会計期間において、宿泊施設を顧客とするダイナテック株式会社について、新型コロナウイルス感染症流行の長期化により、同社のWeb事業（宿泊予約システム）の将来の収益見込みを見直したことに伴い減損損失2,406百万円を特別損失に計上しました。当該減損処理に伴い、のれん償却費及び減価償却費が減少しました。

プロダクト企画・開発の主な取り組みとして、「ストアマッチ」のメーカー向け広告機能の強化に注力しました。また、2021年6月、アスクル株式会社が運営する「LOHACO by ASKUL」向けに、「STORE's R ∞ 」のクーポン配信機能及び「ストアマッチ」のメーカー向け広告機能を利用したサービスを開発し、提供を開始しました。

この結果、セグメント売上高は17,782百万円（前期比25.0%増）、セグメント利益は6,577百万円（前期比31.9%増）となりました。



サービス

マーケティングソリューションズ事業

コマース事業者のECサイトへの「集客」を軸とするソリューションを提供



アフィリエイト

成果報酬型広告

ECソリューションズ事業

コマース事業者のECサイト上での「販売促進」を軸とするソリューションを提供

オンラインモールのストア向け



クリック課金型広告



CRMツール



ECサイト運営支援

宿泊施設向け



ダイナテック（株）
連結子会社

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は413百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社 マーケティングソリューションズ事業

ソフトウェア マーケティングソリューションズ事業用プログラム 82百万円

上記のうち、当連結会計年度における投資額は、65百万円であります。

子会社 ECソリューションズ事業

ソフトウェア ECソリューションズ事業用プログラム 79百万円

上記のうち、当連結会計年度における投資額は、48百万円であります。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区	分	第23期 (2018年12月期)	第24期 (2019年12月期)	第25期 (2020年12月期)	第26期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高	(百万円)	20,764	25,694	29,171	33,560
経常利益	(百万円)	3,793	4,974	6,271	7,947
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,604	3,345	4,268	3,260
1株当たり当期純利益	(円)	80.78	103.57	132.13	100.92
総資産	(百万円)	14,706	18,257	22,474	23,936
純資産	(百万円)	9,145	11,491	14,676	16,566
1株当たり純資産額	(円)	283.02	355.60	454.13	512.53

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第24期（2019年12月期）の期首から適用しており、第23期（2018年12月期）の総資産の金額は当該会計基準等を遡及適用後の数値を記載しております。
3. 第25期（2020年12月期）において、2019年9月27日に行われたダイナテック株式会社との企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったため、第24期（2019年12月期）の経常利益及び総資産については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直し後の金額を反映させております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
ソフトバンクグループ株式会社	238,772百万円	51.96% (51.96)	持株会社
ソフトバンクグループジャパン株式会社	188,798百万円	51.96% (51.96)	持株会社
ソフトバンク株式会社	204,309百万円	51.96% (51.96)	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、ブロードバンドなど固定通信サービスの提供
Aホールディングス株式会社	100百万円	51.96% (51.96)	持株会社
Zホールディングス株式会社	237,979百万円	51.96% (51.96)	持株会社
Zホールディングス中間株式会社	1百万円	51.96%	持株会社

- (注) 1. 「当社に対する議決権比率」は、各社が直接所有する議決権の比率及び間接所有する議決権の比率の合計となっており、()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
2. 当連結会計年度において、LINE株式会社（現Aホールディングス株式会社）が当社の親会社であるZホールディングス株式会社の親会社になったことにより、LINE株式会社（現Aホールディングス株式会社）が当社の親会社（当社株式の間接所有）に該当することとなりました。これに伴い、夕留Zホールディングス合同会社は当社の親会社に該当しないこととなりました。なお、2021年2月28日付で、LINE株式会社はAホールディングス株式会社に商号変更しております。
3. 当連結会計年度において、当社の親会社であるZホールディングス株式会社が、同社が所有する当社株式の全部を同社の完全子会社であるZホールディングス中間合同会社（現Zホールディングス中間株式会社）に現物出資したことにより、Zホールディングス中間合同会社（現Zホールディングス中間株式会社）が当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。なお、Zホールディングス中間合同会社は2021年3月23日付で株式会社に組織変更しております。

② 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 親会社との重要な財務及び事業の方針に関する契約等

該当事項はありません。

④ 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ダイナテック株式会社	100百万円	100.00%	宿泊施設向け情報システムの開発・提供

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社デジミホにつきましては、2021年6月14日付で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

① マーケティングソリューションズ事業

成果報酬型広告「アフィリエイト」において、広告主のパフォーマンス（流通総額）向上のため、（i）集客力のある良質なメディアの拡大、（ii）コンテンツの制作・拡充支援、（iii）トラッキング規制の影響を受けないソリューションの開発、（iv）新たな適応市場の模索に取り組んでまいります。

また、虚偽情報サイトへの広告掲出リスクについては、広告掲載サイトに対する審査、監視によって、広告掲載サイトの品質管理に努めてまいります。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、経営資源のアロケーションによって新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けにくい業種の広告主への営業強化と、その影響を受ける業種の広告主については収束後の需要回復に向けた営業活動とのバランスを取ってまいります。

② ECソリューションズ事業

オンラインモールのストア向けCRMツール「STORE's R ∞ （ストアーズ・アールエイト）」及びクリック課金型広告「ストアマッチ」において、当該オンラインモール及びストアのパフォーマンス（流通総額）向上のため、（i）広告表示方法の多様化やクーポン種類の拡充などプロダクトの拡張、（ii）Yahoo!ショッピング以外へのサービス展開を推進してまいります。

また、ECサイト運営支援ツール「B-Space」においては、「STORE's R ∞ （ストアーズ・アールエイト）」及び「ストアマッチ」を組み合わせ、ストアのパフォーマンス向上にむけた総合的な提案を行ってまいります。

③ 新規事業

「ECデータを価値ある情報に変えて流通を拡大していく」という事業目標（目指す姿）の達成に向け、新規事業の開発に積極的に投資してまいります。

④ 自律的に行動する人材の育成と確保

激しく変化する事業環境のなかで本質的課題をとらえ、変革を恐れず、自律的に動いて結果にコミットする人材を育成・確保するため、挑戦を奨励する企業文化の醸成、成功体験を積む環境づくり、教育制度の充実、多様なキャリアパスの提供、適正な評価と処遇に取り組んでまいります。

(5) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
マーケティングソリューションズ事業	150 (4) 名	13名減 (1名増)
ECソリューションズ事業	152 (1) 名	10名減 (2名減)
全社 (共通)	78 (8) 名	8名増 (1名増)
合 計	380 (13) 名	15名減 (一)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員は、直接の雇用関係にない従業員であります。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
272 (12) 名	5名減 (2名増)	36.0歳	6.1年

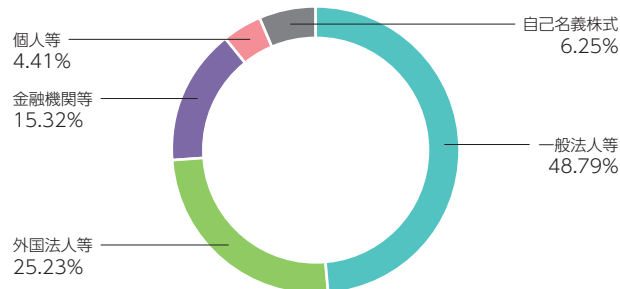
- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	121,120,000株
② 発行済株式の総数	34,471,000株
③ 株主数	3,181名

所有者別株式保有の状況



④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
Zホールディングス中間株式会社	16,788,400	51.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,138,600	6.61
GOLDMAN SACHS & CO. REG （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	1,434,011	4.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,058,100	3.27
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	872,431	2.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	712,600	2.20
JP MORGAN CHASE BANK 380072 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	631,000	1.95
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	525,711	1.62
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	450,000	1.39
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	391,500	1.21

- (注) 1. 上記は、2021年12月31日現在における株主名簿に基づいて記載しております。
 2. 当社は、自己株式を2,155,503株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	香 川 仁	最高経営責任者
取 締 役	遠 藤 雅 知	最高財務責任者
取 締 役	長 谷 川 拓	最高執行責任者 グループ会社統括
取 締 役	田 邊 浩 一 郎	マーケティングソリューションズ統括
取 締 役	粕 谷 吉 正	ECソリューションズ統括
取 締 役	畑 中 基	ヤフー株式会社 執行役員 ショッピング統括本部長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	高 橋 敏 夫	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 隆 夫	和田倉門法律事務所 パートナー 株式会社カヤック 社外取締役 (監査等委員) メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外取締役 株式会社松屋 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 誠	鈴木誠公認会計士・税理士事務所 所長 株式会社マックスアカウンティング 代表取締役 株式会社マックスアプレイザル 代表取締役 株式会社ユニバーサルエンターテインメント 社外監査役 ハバジット日本株式会社 社外監査役 株式会社スパンクリートコーポレーション 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	池 田 明 霞	アジアンブリッジ株式会社 常勤監査役 株式会社アストロスケールホールディングス 社外監査役

(注) 1. 取締役 (監査等委員) 高橋敏夫氏、取締役 (監査等委員) 中村隆夫氏、取締役 (監査等委員) 鈴木誠氏及び取締役 (監査等委員) 池田明霞氏は社外取締役であります。

2. 取締役 (監査等委員) 高橋敏夫氏は都市銀行において資金為替、リスク管理及び内部監査業務等の経験を有するほか、社会保険労務士、公認内部監査人 (CIA) 及び米国公認会計士 (デラウェア州) のCertificateを取得する等専門資格も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 取締役 (監査等委員) 鈴木誠氏は公認会計士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため高橋敏夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、監査等委員である取締役高橋敏夫氏、監査等委員である取締役中村隆夫氏、監査等委員である取締役鈴木誠氏及び監査等委員である取締役池田明霞氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. (責任限定契約の内容の概要)
非業務執行取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社は、定款第31条第2項を定め、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、非業務執行取締役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができるものとしております。これに基づき、当社は各非業務執行取締役との間で上記内容の責任限定契約を締結しております。
7. 2021年3月24日開催の第25期定時株主総会において、池田明霞氏は、新たに監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその他付随費用を当該保険契約により填補することとしております。当社取締役は当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者が犯罪行為等の違法行為を行った場合に生じる法律上の賠償責任等については填補の対象外となっております。

③ 取締役の報酬等

イ. 報酬等の決定に関する方針

当社は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会への諮問を経て、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当事業年度に係る報酬等については、2021年3月24日開催の取締役会において、概要を以下のとおり決定しております。

- ・当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、Zホールディングス株式会社グループでの報酬水準を総合的に勘案し基準年額を定め、業務執行取締役及びヤフー株式会社からの出向取締役については、そのうち60%を定期同額給与である固定報酬、40%（目標達成率が100%である場合の割合）を変動報酬とする。変動報酬は、連結当期営業利益及び連結当期純利益を業績指標として業績指標確定後に支給する業績連動報酬とする。これらの業績指標は、取締役は最終利益に責任を負い、かつ透明性の高い健全な企業運営を中期的に行う必要があるとの考えに基づき選定するものである。
- ・具体的には、業務執行取締役に対する変動報酬は、その50%について連結当期営業利益の予算達成率を乗じ、またその50%について連結当期純利益の達成率を乗じて算出する。ヤフー株式会社からの出向取締役については、連結当期営業利益の予算達成率と連結当期純利益の予算達成率の平均達

成率が100%を超えた場合には変動報酬に超過達成率を乗じて算出する。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、連結当期営業利益の予算達成及び従業員の賞与算出時の会社係数（業績指数）が年間を通じて標準値を上回ることを条件に、定額の特別賞与の支給を検討する。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、その役割に鑑み固定報酬のみとする。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容は、報酬委員会への諮問を経て、その答申の内容を尊重して取締役会の決議によって決定する。

□. 当事業年度に係る報酬等

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	変動報酬	特別賞与
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	5名 (-)	106百万円 (-)	87百万円 (-)	18百万円 (-)	- (-)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	4名 (4)	22百万円 (22)	22百万円 (22)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外取締役）	9名 (4)	128百万円 (22)	109百万円 (22)	18百万円 (-)	- (-)

- (注) 1. 支給人員には、無報酬の取締役は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月24日開催の第20期定時株主総会決議において年額200百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年3月24日開催の第20期定時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
4. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会は、報酬委員会の答申を尊重して慎重に審議のうえ決定していることから上記方針に沿うものであると判断しております。
5. 業績連動報酬等にかかる業績指標である連結当期営業利益は7,905百万円、連結当期純利益は3,260百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）中村隆夫氏は、和田倉門法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は同法律事務所所属の他の弁護士との間に委任契約がありますが、当社からの支払い報酬は年間10百万円に満たず、中村隆夫氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。

43頁に記載するその他の社外役員の各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員・ 常勤)	高橋 敏夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に財務及び会計に関する実務経験から培った見地から、取締役会において取締役会の意思決定の適正性等を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員会委員長として、各監査等委員に対し、主に監査状況の報告や意見を述べております。さらに、役員指名委員会及び報酬委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	中村 隆夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての専門の見地から、取締役会において客観的・中立的立場で、取締役会の意思決定の適正性等を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。さらに、役員指名委員会及び報酬委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	鈴木 誠	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門の見地から、取締役会において客観的・中立的立場で取締役会の意思決定の適正性等を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。さらに、役員指名委員会及び報酬委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	池田 明霞	2021年3月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。主にベンチャーキャピタルにおける成長企業に対する経営（IPO）支援、IR・広報の経験で培った見地から、取締役会において客観的・中立的立場で取締役会の意思決定の適正性等を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。さらに、役員指名委員会及び報酬委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の1つとして位置づけております。利益配分につきましては、将来の成長に向けた投資のための内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を実施することとし、目標を連結配当性向30%以上としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の配当を実施することを基本方針としております。また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

1 株当たり配当金、連結配当性向

	2018年 12月期	2019年 12月期	2020年 12月期	2021年 12月期
中間配当	7.00円	14.00円	16.00円	17.00円
期末配当	18.00円	19.00円	25.00円	26.00円
年間配当	25.00円	33.00円	41.00円	43.00円
連結配当性向	30.9%	31.9%	31.0%	42.6%

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	22,019
現金及び預金	15,498
受取手形及び売掛金	5,025
未収入金	1,420
その他	79
貸倒引当金	△4
固定資産	1,917
有形固定資産	239
建物附属設備	129
工具、器具及び備品	89
リース資産	20
無形固定資産	1,126
ソフトウェア	689
ソフトウェア仮勘定	70
のれん	156
顧客関連資産	202
その他	8
投資その他の資産	551
投資有価証券	453
差入保証金	6
繰延税金資産	84
その他	8
貸倒引当金	△0
資産合計	23,936

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	7,294
買掛金	2,986
未払金	2,256
未払法人税等	1,364
賞与引当金	28
その他	657
固定負債	76
その他	76
負債合計	7,370
(純資産の部)	
株主資本	16,387
資本金	1,728
資本剰余金	1,168
利益剰余金	14,017
自己株式	△526
その他の包括利益累計額	174
その他有価証券評価差額金	174
新株予約権	3
純資産合計	16,566
負債純資産合計	23,936

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		33,560
売上原価		20,681
売上総利益		12,879
販売費及び一般管理費		4,973
営業利益		7,905
営業外収益		
アフィリエイト報酬精算益	4	
投資事業組合運用益	30	
その他	11	47
営業外費用		
為替差損	1	
その他	4	5
経常利益		7,947
特別損失		
減損損失	2,406	
その他	91	2,497
税金等調整前当期純利益		5,449
法人税、住民税及び事業税	2,359	
法人税等調整額	△170	2,189
当期純利益		3,260
親会社株主に帰属する当期純利益		3,260

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,554	流動負債	7,119
現金及び預金	14,984	買掛金	2,964
受取手形及び売掛金	4,885	未払金	2,171
前払費用	57	未払費用	43
未収入金	1,417	未払法人税等	1,364
その他	210	未払消費税等	164
貸倒引当金	△1	前受金	400
固定資産	2,316	預り金	9
有形固定資産	188	その他	1
建物附属設備	114	固定負債	50
工具、器具及び備品	73	その他	50
無形固定資産	874	負債合計	7,169
ソフトウェア	465	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	43	株主資本	16,523
のれん	156	資本金	1,728
顧客関連資産	202	資本剰余金	1,168
その他	7	資本準備金	1,083
投資その他の資産	1,253	その他資本剰余金	84
投資有価証券	453	利益剰余金	14,153
関係会社株式	297	その他利益剰余金	14,153
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	14,153
関係会社長期貸付金	410	自己株式	△526
差入保証金	0	評価・換算差額等	174
長期前払費用	7	その他有価証券評価差額金	174
繰延税金資産	84	新株予約権	3
貸倒引当金	△0	純資産合計	16,701
資産合計	23,871	負債純資産合計	23,871

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		32,185
売上原価		20,400
売上総利益		11,784
販売費及び一般管理費		3,844
営業利益		7,939
営業外収益		
受取利息	9	
アフィリエイト報酬精算益	4	
投資事業組合運用益	30	
その他	26	71
営業外費用		
為替差損	1	
その他	1	2
経常利益		8,008
特別利益		
貸倒引当金戻入額	37	37
特別損失		
子会社株式評価損	2,434	
その他	65	2,500
税引前当期純利益		5,546
法人税、住民税及び事業税	2,352	
法人税等調整額	19	2,372
当期純利益		3,174

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月8日

バリューコマース株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 士 直 和 ①
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 相 澤 陽 介 ①
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、バリューコマース株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バリューコマース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月8日

バリューコマース株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 士 直 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 相 澤 陽 介 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バリューコマース株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月10日

バリューコムース株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高橋敏夫 ㊟

監査等委員 中村隆夫 ㊟

監査等委員 鈴木誠 ㊟

監査等委員 池田明霞 ㊟

(注) 常勤監査等委員高橋敏夫、監査等委員中村隆夫、鈴木誠及び池田明霞は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

期末配当金のお支払いについて

当社は、定款の規定により、2022年1月31日開催の当社取締役会で、第26期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）期末配当金を1株当たり26円とし、効力発生日（支払開始日）を2022年3月7日と決定いたしました。

第26期期末配当金のお支払いについて

1. □座振込をご指定いただいている方は、同封の『第26期期末配当金計算書』及び『「配当金振込先ご確認」のご案内』の内容をご確認ください。
2. 株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、□座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
3. □座振込をご指定いただいていない方は、同封の「第26期期末配当金領収証」により、払渡期間中（2022年3月7日から2022年4月6日まで）に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で配当金をお受取りください。

株主メモ

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
期末配当金 受領株主確定日	12月31日（期末配当を行う場合）
中間配当金 受領株主確定日	6月30日（中間配当を行う場合）
単元株式数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別□座の □座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同連絡先	（郵便物送付先）〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 （電話問合せ先）三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL：0120-232-711（フリーダイヤル）
上場証券取引所	東証一部
証券コード	2491
公告方法	電子公告の方法により行います。 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL https://www.valuecommerce.co.jp

バリューコマース株式会社 株主総会会場ご案内図

広域MAP



会場

東京ガーデンテラス紀尾井町
紀尾井タワー 17階

東京都千代田区紀尾井町1番3号

交通

永田町駅直結・
赤坂見附駅より……………徒歩1分

東京メトロ5路線利用可能

- ▶ 有楽町線
- ▶ 半蔵門線
- ▶ 南北線
- ▶ 銀座線
- ▶ 丸ノ内線

ご注意ください 傾斜地につき、入口によって階層が異なります。東側永田町駅側からのお越しをお勧めいたします。
1階エントランスにて受付を行い、17階会場までご案内いたします。

1階 赤坂見附駅 D出口をご利用の場合



弁慶橋を渡り、「東京ガーデンテラス紀尾井町」の1階オフィスエントランスへお越しください。

2階 永田町駅 9-b連絡口をご利用の場合



永田町駅 9-b連絡口から真っ直ぐ進み、ファミリーマート向かいのオフィスエントランス自動ドアから、左手奥のエスカレーターにて1階へお進みください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

